

令和6年度 危険物取扱者保安講習のご案内

消防法第13条の23の規定による危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において、危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者の保安に関する講習を次のとおり実施します。

なお、本年度も対面講習（会場講習）に加え、オンライン講習を併設して実施します。

1 受講対象者

消防法第13条の2の規定による甲種、乙種又は丙種危険物取扱者免状の交付を受け、次に該当する方は受講申請の手続きをしてください。

※ 現在、危険物取扱作業に従事しなくなった方、又は従事していない方は、受講義務はありませんが、希望により受講できます。

- ① 継続して危険物の取扱作業に従事している場合、講習日以後における最初の4月1日から3年以内ごとに受講しなければなりません。（令和3年度に受講された方が対象です。）
- ② 危険物の取扱作業に従事していなかった方が、新たに従事することになった場合、又は再び従事することとなった場合は、その従事することとなった日から1年以内に受講しなければなりません。（従事することとなった日の過去2年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている方又は講習を受けている方は、その免状の交付日又は講習日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。）

2 講習種別

講習は、危険物施設の態様に応じて次の3種類に区分して実施します。

- (1) 給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習
- (2) 石油コンビナート等災害防止法第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習
- (3) 上記(1)及び(2)以外の危険物施設（製造所、貯蔵所又は取扱所）において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習

3 受講申請手続き

- (1) 受講申請書は、**岩手県危険物安全協会連合会、各消防本部（消防署、分署、出張所）及び岩手県庁復興防災部消防安全課** で配布します。

※ 申請書は、岩手県危険物安全協会連合会ホームページからもダウンロードできます。

- (2) 受講申請書に必要事項を記載し、岩手県危険物安全協会連合会に提出、又は郵送してください。

提出（郵送）先	所在地
一般社団法人 岩手県危険物安全協会連合会	〒020-0021 盛岡市中央通三丁目7番22号 岩手県消防会館 内

- (3) 受講申請書記載上の注意事項（※「申請書記入例」を参考に作成のこと。）
- (7) 「従事している主たる危険物施設」の欄には、現に従事している危険物施設の区分に応じて必ず「1」又は「2」若しくは「3」のいずれかの番号に○を付けること。なお、

給油取扱所を拠点として移動タンク貯蔵所（容量 4,000 リットル以下）において危険物の取扱作業に従事している場合は「1」に○をつけること。

- (イ) 「受講希望年月日」及び「受講希望会場」欄には、「5 講習日程表」から希望年月日及び希望会場を記載すること。

※ オンライン講習希望者は、「受講希望日」欄は「**受講開始日**」を、「受講希望会場」欄には「**オンライン講習**」と記入してください。

- (ウ) 受講手数料として、**5,300円分の岩手県収入証紙**を必ず貼付すること。

なお、岩手県収入証紙は、市役所、町村役場、岩手銀行、農業協同組合又は漁業協同組合等でお求めください。

※ 販売先は岩手県ホームページで「岩手県収入証紙売りさばき所」を検索してご確認ください。

- (エ) 受講申請書受付後は、受講手数料の払い戻しはできません。

(3) 受講票について

受講票は、講習実施月の会場分を当連合会で作成して、10日前を目安に受講者に一斉送付します。

◎ **オンライン講習を受講される方へ**

- (1) オンライン講習を受講できるのは、居住地若しくは勤務地が岩手県内で、危険物の取扱作業に従事している方に限ります。

- (2) パソコン又はモバイル端末で受講できますが、推奨環境の条件を満たしていないと受講できません。【推奨環境ご案内】 <https://www.netlearning.co.jp/about/index.html>

- (3) 郵送での受講申請は、申請書（受講手数料の貼付必須）とレターパックプラス（テキスト等送付用：日本郵便(株)520円）を同封して受付期間内に必着するようにしてください。

オンライン講習に申請された方には、講習システムの受講登録用URL・ID・パスワード、受講用テキスト等を送付しますので、レターパックプラスのお届け先欄に送付先の「住所、お名前、電話番号」を記入し、半折りにして封筒に入れてください。（レターパックプラスの必要数は下表を参考にしてください。）

※ 当連合会へ直接持参して提出することも可能です。その場合は、レターパックプラスは必要ありません。

- (4) 受付後は、申請者の変更及び講習区分の変更はできません。

- (5) 受講期限は受講開始日から1か月となりますので、期間内に必ず受講を完了してください。

- (6) オンライン講習から対面講習への変更はできません。

- (7) 効果測定に合格した方は、講習システムから受講証明書の発行が可能です。発行した受講証明書が講習修了印の代わりとなりますので、必ず免状と併せて保持してください。

【レターパックプラス必要数】	
申込人数	枚数
1～3名	1枚
4～6名	2枚
7～9名	3枚
10～12名	4枚
13～15名	5枚

※オンライン講習の受講方法については、当連合会ホームページ掲載の「**受講者マニュアル**」をご参照ください。

5 講習日程

(1) 対面講習（会場講習）

実施年月日 (曜日)	実施会場	定員	講習時間	申請書受付期間
令和6年9月13日 (金)	北上市さくら通り 2-1-1 北上市文化交流センターさくらホール (中ホール)	220	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">午前の部</div> 受講対象者 (給油取扱所 従事者) 9:30 ~ 12:30 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">午後の部</div> 受講対象者 (給油取扱所 以外の 従事者) 13:30 ~ 16:30	7 / 19 (金) ~ 8 / 19 (月) (期間厳守)
令和6年9月18日 (水)	久慈市川崎町 17-1 久慈市文化会館 (小ホール他)	150		
令和6年9月25日 (水)	盛岡市内丸 13-1 トーサイクラシックホール岩手 〔岩手県民会館〕 (中ホール)	300		
令和6年10月1日 (火)	一関市大手町 2-16 一関文化センター (中ホール)	230		
令和6年10月10日 (木)	宮古市磯鶏沖 2-22 宮古市民文化会館 (中ホール)	180		
令和6年10月18日 (金)	大船渡市盛町字下館下 18-1 大船渡市民文化会館 (大ホール)	300		
令和6年10月25日 (金)	奥州市水沢佐倉河字石橋 41 奥州市文化会館 (中ホール)	250		
令和6年10月30日 (水)	花巻市若葉町 3-16-22 花巻市文化会館 (大ホール)	300		
令和6年11月7日 (木)	盛岡市洪民字鶴塚 55 盛岡市洪民文化会館 (大ホール)	300		

注1) 久慈会場においては、石油コンビナート等災害防止法第2条第6号に規定する特定事業所の対象者を含みます。

注2) 上記会場の受講希望者が収容人員を上回った場合は、上回った受講申請者に対して、別途、保安講習会場を定めて通知することもありますので、予めご承知ください。

[各会場の申請状況は、岩手県危険物安全協会連合会ホームページを参照ください。]

(2) オンライン講習

実施回数	受講開始日	講習区分	定員	受講申請書の受付期間
第1回	9月2日	給油取扱所	150名	8月1日(木) ~ 8月16日(金)
第2回	10月1日	その他の施設	150名	9月2日(月) ~ 9月17日(火)
第3回	11月1日	コンビナート	100名	10月1日(火) ~ 10月18日(金)

注1) 受講期限は受講開始日から1か月となります。

注2) 各回数の定員は、講習区分ごとの定員ではありません。(合計数)

6 その他

(1) 対面講習（会場講習）の駐車場は、駐車スペースに限りがありますので、なるべく公共交通機関の利用、同一事業所の方は、乗り合ってお来場くださるようお願いいたします。

※ 盛岡会場は、お近くの有料駐車場をご利用くださるようご協力をお願いいたします。（他の会場についても、収容台数に限りがありますのでご配慮願います。）

(2) 実施会場においては、暖房の運転開始時期ではない会場もありますので、当日の気象条件に考慮し防寒対策を取ってご来場くださるようお願いいたします。

(3) その他詳細については、下記にお問い合わせください。

(一社)岩手県危険物安全協会連合会 又は 岩手県庁復興防災部消防安全課・消防保安担当
 電話 019-654-3991 電話 019-629-5557

※本講習に関することは、「(一社)岩手県危険物安全協会連合会ホームページ」でも確認できます。

◎ 保安講習受講サイクル

参考

継続して危険物取扱作業に従事している者

新たに従事又は再び従事する者

新たに従事する者のうち過去2年以内に免状の交付または講習を受けている者

※ 受講期限以後の受講日は、「継続して危険物取扱作業に従事している者」と同じ。

◎危険物取扱者免状の書換及び再交付手続

手 続	内 容	申 請 先
書換え	①写真の貼り替え（10年に一度） ②本籍、氏名等記載事項の変更	居住地・勤務先または免状の交付を受けた（一財）消防試験研究センター支部 （※東京都の場合は消防署に申請）
再交付	亡失、汚損・破損等の場合	免状の交付を受けた、または免状の書換えを行った（一財）消防試験研究センター支部 （※東京都の場合は消防署に申請）